

Ⅱ. 鹿沼市子ども・子育て支援事業計画 (第3期計画)



小学3年生作品「出会いの森で川遊び」

第1部 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の理念と視点

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』として策定するものであり、前期計画である『鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）』を引き継ぐ計画です。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、「子ども・子育て支援法」に基づく基本理念を踏まえています。

～子ども・子育て支援法の基本理念について～

○子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行う。

○子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

○子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

子ども・子育て支援法では、事業計画の中で以下の内容を規定することとしています。

- 1・教育・保育提供区域ごとの区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数
 - ・特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
 - ・その他の教育・保育の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 2・教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - ・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3・子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第2部 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

1. 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定については、現在の教育・保育施設の利用状況、教育・保育施設を提供する施設の整備状況、民間幼稚園の送迎バス、保護者の就労状況などにより必ずしも居住地の近くを希望しているとは限らず、広範囲であると考えられることから、市全体を一つのものとして設定します。

また、「確保方策」の中で、他市町村との広域利用調整については、実績等を踏まえ、計画しています。

1 区域 (市全域)	保育所	認定こども園	地域型保育事業	幼稚園
	14 施設	6 施設	6 施設	2 施設

～教育・保育提供区域について～

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。



2. 保育認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定に応じて、施設や事業などの利用先が異なります。

(1) 認定区分

認定は次の3つの区分で行われます。

認定区分		対象者	対象施設
子どものための 教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	施設型給付を受ける幼稚園※1 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前 の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前 の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保 育、家庭的保育、事業所内保 育、居宅訪問型保育)

※1 鹿沼市の幼稚園は全て施設型給付を受ける幼稚園です。

上記認定区分の他に、幼児教育の無償化の対象となるために必要な認定区分があります。

【新1号】施設型給付を受けない幼稚園を利用する満3歳以上の児童で、預かり保育を利用せず通常の教育時間のみを利用する場合などに該当します。

【新2号】施設型給付を受けない幼稚園・施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園の預かり保育や、認可外保育施設等を利用する児童が無償化の対象となるために受ける認定区分であり、利用開始年度の4月1日時点で3歳以上であり、保育の必要性が認められることが要件となります。

【新3号】利用施設等や保育の必要性の要件については新2号と同様ですが、施設の利用を開始する年度の4月1日時点で3歳未満であり、かつ住民税非課税世帯等に属する子どもが該当します。

（２）施設の種類

① 保育所

就労や親族等の介護などの理由で家庭で保育できない保護者に代わって０歳から小学校就学前までの乳幼児を保育する児童福祉施設です。

② 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設です。

幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型の４つの分類があります。

③ 地域型保育事業

利用定員 19 人以下の少人数で０歳～２歳の乳幼児を保育する事業です。

家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅型訪問保育事業・事業所内保育事業があります。

④ 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。



3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

量の見込みについては、令和6年2月に実施したニーズ調査から国の基準等により算出した数値について、利用実態等を勘案して定めました。

市内に居住する児童の教育・保育の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

① 認定こども園（教育部分）・幼稚園（1号認定：3歳～5歳児）

認定こども園又は幼稚園の利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、認定こども園の施設の必要量を確保し、環境改善に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	559	524	502	497	500
② 確保方策（人）	695	695	695	675	675
特定教育・保育施設※1	672	672	652	652	652
確認を受けない幼稚園※2	0	0	0	0	0
市外幼稚園※3	23	23	23	23	23
②－①	136	171	173	178	175

② 保育所など（2号認定：3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	幼児期の 学校の 利用が 強い	それ以外	幼児期の 学校の 利用が 強い	それ以外	幼児期の 学校の 利用が 強い	それ以外	幼児期の 学校の 利用が 強い	それ以外	幼児期の 学校の 利用が 強い	それ以外
①量の見込み（人）	196	924	184	865	176	830	174	821	175	827
② 確保方策（人）	276	1,272	276	1,272	296	1,272	296	1,272	296	1,272
特定教育・保育施設※1	272	1,226	272	1,226	292	1,226	292	1,226	292	1,226
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外（企業主導型）※4	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41
市外保育所等	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5
②－①	80	348	92	407	120	442	122	451	121	445

※1 認定こども園・保育所等・施設型給付を受ける幼稚園

※2 施設型給付を受けない幼稚園

※3 市内に在住し、市外の幼稚園を利用する児童

※4 提携している企業の従業員等の児童が利用する数

③ 保育所など（3号認定：0歳～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

■ 0歳

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	266	260	255	250	244
② 確保方策（人）	244	244	247	247	247
特定教育・保育施設※1	193	193	196	196	196
特定地域型保育事業	27	27	27	27	27
認可外（企業主導型）※2	18	18	18	18	18
市外保育所等	6	6	6	6	6
② — ①	▲22	▲16	▲8	▲3	3

■ 1歳

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	346	334	327	320	313
② 確保方策（人）	416	416	421	421	421
特定教育・保育施設※1	362	362	367	367	367
特定地域型保育事業	32	32	32	32	32
認可外（企業主導型）※2	20	20	20	20	20
市外保育所等	2	2	2	2	2
② — ①	70	82	94	101	108

■ 2歳

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	347	374	360	353	346
② 確保方策（人）	463	463	473	473	473
特定教育・保育施設※1	408	408	418	418	418
特定地域型保育事業	33	33	33	33	33
認可外（企業主導型）※2	21	21	21	21	21
市外保育所等	1	1	1	1	1
② — ①	116	89	113	120	127

※1 認定こども園・保育所等・施設型給付を受ける幼稚園

※2 提携している企業の従業員等の児童が利用する数

○需要と供給の見直しと取組の方向性について

計画の前半や年度後半において申込みが増加する3号認定（0歳児）については、「利用定員の弾力化」と「幼稚園の認定こども園への移行や幼稚園型認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行などにより体制を確保していきます。

児童数の減少などにより定員枠がニーズを大きく上回った場合、事業者の相談に応じ利用定員の適正化を図っていきます。



4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 民間保育施設等の整備

- ・各地域のこどもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、幼稚園の認定こども園への移行や幼稚園型認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行等、多様な保育サービスの提供を希望する施設からの相談に対し、地域の実情等を踏まえた助言や支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育に係る基本的な考え方と推進方策

- ・関係機関と連携を図りつつ、施設内外における研修を実施することにより保育士等がキャリアの形成やスキルの向上に向け、高い意欲を持ち安定的に質の高い保育を提供できる体制づくりに努めます。
- ・保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携を推進します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方とその推進方法

- ・教育・保育施設を利用することどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むこどもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の面から推進していきます。
- ・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子育て家庭に対し、各家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行っていきます。

(4) 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校等の連携の推進方策

- ・乳幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や豊かな感性、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、保育所、認定こども園、幼稚園は、乳幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めていきます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討を行います。

第3部 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

1. 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する事業です。

■ 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 子育て世帯訪問支援事業
- (11) 児童育成支援拠点事業
- (12) 親子関係形成支援事業
- (13) 地域子育て支援拠点事業
- (14) 一時預かり事業
- (15) 病児・病後児保育事業
- (16) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (17) 妊婦健康診査
- (18) 産後ケア事業
- (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

== >> 現在の状況 ==

子育て世代包括支援センター（いちごっこかぬま）と子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を行うこども家庭センターを令和6年度に設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する相談支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援に取り組んでいます。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）	計画	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

※令和5年度までは子育て世代包括支援センター、令和6年度はこども家庭センターの箇所数。

== >> 今後の方向性 ==

引き続き、「こども家庭センター」において、子育て支援に係る相談支援及び妊婦等包括相談支援事業等を実施していきます。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
② 確保方策（か所）	1	1	1	1	1
② — ①	0	0	0	0	0

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（回）	1,461	1,431	1,401	1,371	1,341
② 確保方策（回）	1,461	1,431	1,401	1,371	1,341
② — ①	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

== >> 現在の状況 ==

就労形態の変化に応じてニーズが変化する事業ですが、現在は保護者の利用希望に基づき実施できています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	550	550	550	550	550
	実績	659	489	468	457	—

== >> 今後の方向性 ==

今後も保護者の就労の多様化などに対応するため、ニーズを把握し実施していきます。

■ 延長保育事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）		550	550	550	550	550
② 確保方策	（人）	550	550	550	550	550
	（か所）	21	21	21	21	21
② — ①		0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

== >> 現在の状況 ==

対象となる世帯のニーズに対応して事業を実施しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	90	90	90	7	7
	実績	3	6	4	6	—

== >> 今後の方向性 ==

今後も保護者のニーズに対応し実施していきます。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	6	6	6	6	6
② 確保方策（人）	6	6	6	6	6
② — ①	0	0	0	0	0

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 ==

数値目標は設定せず、特色ある教育・保育や病児・休日・医療的ケア児の保育など検討していきます。



(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

== >> 現在の状況 ==

社会福祉法人等の28者に運営を委託し、31箇所で放課後児童クラブを開設しています。令和5年度以降、待機児童は発生していません。

■ 放課後児童健全育成事業の利用状況（登録児童数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人）	低学年	1,077	1,094	1,072	1,050	1,053
	高学年	339	264	286	309	331

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人）	計画	1,410	1,419	1,440	1,464	1,434
	実績	1,416	1,358	1,358	1,359	1,384
箇所数（支援単位）	計画	41	42	42	43	43
	実績	40	41	42	42	42

== >> 今後の方向性 ==

「鹿沼市立小中学校再編計画（令和6～15年度）」の策定に伴い、必要に応じて適切な整備を実施するとともに放課後子ども教室との連携を推進し、放課後児童支援員の安定的な確保に努めることで、待機児童の発生を防ぎます。

■ 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）		1,402	1,391	1,402	1,373	1,339
② 確保方策	（人）	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489
	（支援単位数）	42	42	42	42	42
②－①		87	98	87	116	150

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

== >> 現在の状況 ==

児童を家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設・その他の施設で短期間その児童を預かり、養育等を実施しています（ショートステイ）。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人） 0～5歳	計画	14	14	14	33	33
	実績	51	33	14	73	—

== >> 今後の方向性 ==

社会福祉法人と委託契約を締結し、対応します。

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		45	45	45	45	45
② 確保方策	（人日）	45	45	45	45	45
	（か所）	5	5	5	5	5
② — ①		0	0	0	0	0

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

== >> 現在の状況 ==

生後4か月までの赤ちゃんがいる世帯を訪問して不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報の提供や保健指導を行うとともに、適切なサービス提供に結び付けています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	653	648	643	493	487
	実績	551	513	474	495	—

== >> 今後の方向性 ==

全ての対象者に実施しており、今後も継続し実施していきます。

■ こんにちは赤ちゃん訪問事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	487	477	467	457	447
② 確保方策（人）	487	477	467	457	447
② — ①	0	0	0	0	0

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

== >> 現在の状況 ==

乳児家庭全戸訪問事業により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問し養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	1,000	1,000	1,000	800	800
	実績	797	581	496	493	—

※令和6年度は、子育て世帯訪問支援事業の利用数を含む。

== >> 今後の方向性 ==

原則全ての対象者に実施しており、今後も継続し実施していきます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	600	600	600	600	600
② 確保方策（人日）	600	600	600	600	600
② — ①	0	0	0	0	0

※乳児家庭全戸訪問事業と連携して実施。

（９）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

== >> 現在の状況 ==

- 要保護児童対策ネットワーク会議 実務者会議
- 子育て支援ネットワーク部会 年１回実施

== >> 第２期計画における目標と達成状況 ==

前計画では、目標値は設定していません。

== >> 今後の方向性 ==

今後も継続して実施します。



(10) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱え、支援が特に必要と認められる家庭に対して、訪問支援員が居宅を訪問して家事や育児の支援を行う事業です。

== >> 現在の状況 ==

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行っています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 ==

今後も継続して実施していきます。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	30	30	30	30	30
② 確保方策（人日）	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0



(11) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成その他必要な支援を包括的に提供する事業です。

== >> 現在の状況 ==

令和5年度に設置し、運営を開始しました。家庭的な環境で過ごせる居場所を提供し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図っています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 ==

今後も継続して実施していきます。

■ 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	15	15	15	15	15
② 確保方策（人）	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

(12) 親子関係形成支援事業

保護者及びその児童に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

== >> 今後の方向性 ==

国や県等の動向をみながら、必要に応じて事業について検討していきます。

(13) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

== >> 現在の状況 ==

地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援センター事業4か所、つどいの広場事業1か所の計5か所で実施しています。いずれの施設も、子育て中の親と就学前までのこどもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てに係る不安感の緩和を図っています。

また、事業の一環として、地域全体でこどもの育ち・親の育ちを支援するため、小中学校へ赤ちゃんが親子で訪問し、児童・生徒と一緒に遊び、ふれあい、命の尊さや心身の発達を学ぶとともに、地域の一員として交流する「鹿沼市赤ちゃんふれあい体験交流事業」を実施しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	実績	995	732	1,015	1,082	—

== >> 今後の方向性 ==

地域子育て支援センターは、引き続き5施設で事業運営します。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
② 確保方策	（人日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	（か所）	5	5	5	5	5
② — ①		0	0	0	0	0

(14) 一時預かり事業

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

幼稚園児を園則に定める保育時間の前後又は幼稚園の長期休業期間中に一時的に保育をする事業です。

○保育所における在園児対象型を除く一時預かり

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気やけが、リフレッシュ等の理由によりこどもを一時的に保育する事業です。

== >> 現在の状況 ==

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

児童が入所している施設において実施しており、供給量を満たしています。

○保育所における在園児対象型を除く一時預かり

現在、20 施設で実施しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	46,957	46,957	46,957	33,500	33,500
	実績	24,627	26,157	25,460	25,914	—

保育所における在園児対象型を除く一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	2,099	2,099	2,099	2,099	2,099
	実績	628	725	588	1,140	—

>> 今後の方向性

- ・幼稚園型に関しては、利用者の就労形態に応じて利用者数が変化しますが、利用施設において供給体制を維持します。
- ・ファミリー・サポート・センター事業等と連携し、ニーズ量への対応をします。

■ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
② 確保方策	（人日）	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	（か所）	8	8	8	8	8
②－①		0	0	0	0	0

■ 保育所における在園児対象型を除く一時預かり事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
② 確保方策	（人日）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	（か所）	20	20	20	20	20
②－①		0	0	0	0	0



(15) 病児・病後児保育事業

保育を必要とする病児について保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

== >> 現在の状況 ==

○病児保育

現在（令和6年度）は1事業所で実施しています。

○病後児保育

現在（令和6年度）は1事業所で実施しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	706	706	706	706	706
	実績	448	485	578	443	—

== >> 今後の方向性 ==

突発的なニーズに対応できるよう既存の施設を活用し供給体制の確保を図っていきます。

量の見込みに大幅な変更があった場合は見直しを行うとともに、必要に応じて受入れ人数の拡大及び施設整備を検討します。

■ 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		650	650	650	650	650
② 確保方策	（人日）	2,024	2,024	2,024	2,024	2,024
	病児・病後児 対応型（か所）	2	2	2	2	2
	体調不良児 対応型（か所）	2	2	2	2	2
② — ①		1,374	1,374	1,374	1,374	1,374

(16) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

== >> 現在の状況 ==

仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、育児の相互援助活動を行う会員組織「鹿沼ファミリー・サポート・センター事業」の運営を民間団体に委託し、実施しています。現在、依頼内容については、会員等の協力により随時対応しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==**■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数（人）	計画	3,600	3,650	3,700	5,500	5,550
	実績	5,383	4,218	5,054	4,545	-

== >> 今後の方向性 ==

- ・協力会員等の会員数を増加し、更なる事業の展開を計画しています。
- ・協力会員の協力の下、保護者のニーズの多様化に対応していきます。

■ ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	4,960	5,160	5,370	5,570	5,780
② 確保方策（人日）	4,960	5,160	5,370	5,570	5,780
②－①	0	0	0	0	0

(17) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

== >> 現在の状況 ==

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、妊婦健康診査の公費負担の一層の充実と普及啓発を図っています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	7,183	7,128	7,073	7,018	6,974
	実績	7,125	6,071	5,916	5,969	—

== >> 今後の方向性 ==

全ての対象者に実施しており、今後も継続し実施していきます。

■ 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人回）	5,357	5,247	5,137	5,027	4,917
② 確保方策（人回）	5,357	5,247	5,137	5,027	4,917
② — ①	0	0	0	0	0

※健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

(18) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする、産後4か月以内の母親に対して、心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

==>> 現在の状況

産後の体調不良や育児不安があり、家族の支援が十分に受けられない時期に、医療機関等で心身のケアや育児のサポートを受けることで、安心して子育てに向き合えるよう支援しています。

==>> 第2期計画における目標と達成状況

前計画では、数値目標は設定していません。

==>> 今後の方向性

産後の体調不良や育児不安があり家族の支援がない産婦を対象に、医療機関等で心身のケアや育児の助言を行います。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	161	162	162	162	163
② 確保方策（人日）	161	162	162	162	163
②－①	0	0	0	0	0



(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和7年度から新たに行われる事業です。保護者の就労要件などを問わず、0歳6か月から満3歳未満を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等に預けることができる制度です。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 =====

令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となりますが、令和7年度においては、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施されます。

令和7年度においては、公立・民間の施設から希望のあった施設において実施します。

■ 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	29	29	29	29	28
② 確保方策（人日）	29	29	29	29	28
②－①	0	0	0	0	0

